

機械器具 25 医療用鏡
一般医療機器 可搬型手術用顕微鏡 (コード 36354020)
特定保守管理医療機器 **近赤外光カメラシステム LIGHTVISION**

【形状・構造及び原理等】

*1. 構成

本装置の基本構成は以下の通り。

- [1] 近赤外光カメラシステム
雲台は手動タイプと電動タイプがある。
- [2] リモコン
- [3] 電源ケーブル

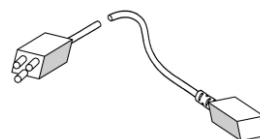
選択可能な (オプション) 機器・機能は以下のとおり。

- [4] DVI ケーブル
- [5] BNC ケーブル
- [6] USB ケーブル
- [7] 外部接続ケーブル

[2] リモコン

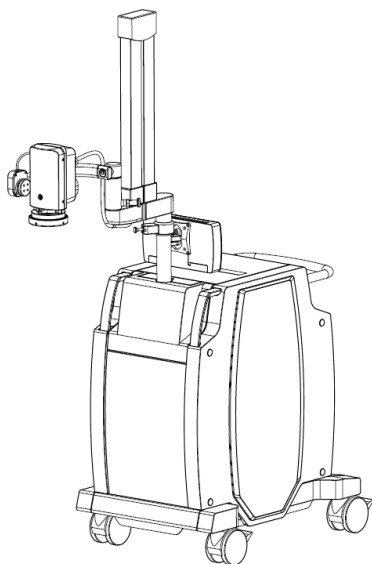


**[3] 電源ケーブル

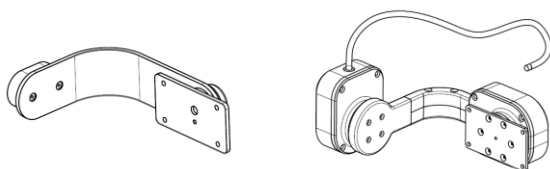


**2. 各部の名称

[1] 近赤外光カメラシステム



雲台



(手動タイプ)

(電動タイプ)

**3. 電気定格及び分類

電源入力

<A タイプ>

単相 AC100V

50/60Hz 500VA

<B タイプ>

単相 AC100/110/120/

200/220/230/240V

50/60Hz 500VA

クラス I 機器

電撃に対する保護の形
式による分類

電撃に対する保護の程
度による装着部の分類

装着部なし

*4. 本体寸法及び質量

寸法 幅 611×高さ 1960×奥行 850mm (突起部を除く)
質量 225kg

5. 作動・動作原理

本装置は、手術中に手術部位を観察するためのカメラシステムです。ズームレンズを備えたカメラにより観察部位をモニタに表示することを目的とします。観察を容易にするための照明用白色光源を備えています。

さらに、インドシアニングリーン (ICG) の蛍光画像を表示する機能を有し、そのための励起用近赤外光源と近赤外用イメージセンサを備えています。血管内あるいはリンパ管内に投与された ICG は血流あるいはリンパ液の流れによって運ばれるため、この蛍光画像は血管あるいはリンパ管の分布を示します。可視画像の上に蛍光画像を表示することができます。

【使用目的又は効果】

手術及び医療処置時の観察に使用することを目的とする、天井又は壁面等の施設に固定されない光学機器である。

取扱説明書を必ずご参照ください。

【使用方法等】

本装置の設置組立は当社サービス担当店が行います。設置組立完了後にご使用ください。
詳細な操作方法および使用方法については取扱説明書を参照してください。

使用環境条件	
周囲温度	15℃～30℃
相対湿度	40%～80% 結露しないこと
気圧	800hPa～1060hPa

操作方法

1. 始業点検
- 電源ケーブルが接地端子つきのコンセントに確実に接続されていること、キャストが確実に固定されていることを確認する。
2. 電源投入
- メインスイッチを ON にし、電源を投入する。
3. 動作確認
- リモコンを操作して白色および近赤外 LED の点灯すること、可視画像および蛍光画像が表示されること、表示位置の正しいことを確認する。
4. カメラの位置決め
- アームの伸縮回転およびズームレンズ、雲台を動かすことにより、適切な視野を確保できるようカメラ位置を決定する。
5. 画像観察
- 適宜、照明 LED の明るさ、画角等をリモコンで調整しながら、手術中の画像を観察する。
6. 電源断
- 画像観察が終了したら、本体動作スイッチを OFF にして電源を切断する。

【使用上の注意】

本装置は次に述べる項目に記載の事項を守り、使用すること。

重要な基本的注意

1. この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。爆発のおそれがあります。
2. 本装置はリスクグループ 2 の LED 製品です。不必要な光の眼への曝露は避けること。
3. 水、試薬などが装置内部にかかった場合は、直ちに電源スイッチを切り、当社サービス担当店に連絡すること。感電、火災のおそれがあります。
4. 結露を防ぐため、装置が冷えた状態（5℃以下）から急に湿度の高い暖かい部屋へ持ち込み、設置することは避けてください。
5. クーラーなどの風がカメラ部に直接あたる場所には設置しないでください。
6. 本体の後ろ側および両側面は、壁から 10cm 以上離してください。特に吸排気口の近くには物を置かないでください。
7. 設置時には必ずキャストをロックしてください。

【保管方法及び有効期間等】

耐用期間（自己認証（当社データ）による）

指定された保守点検を実施し、指定された使用条件で使われた場合、7 年です。使用状況により差異が生じることがあります。

* 【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用者による保守点検事項
- 始業・終業点検は必ず行ってください。詳細については取扱説明書を参照してください。

点検項目	点検頻度（時期）
外観	始業時、および終業時
装置の固定	始業時、および終業時
異音	始業時、および終業時
アーム	始業時、および終業時
カメラ	始業時、および終業時

- 2) 業者による保守点検事項
- 本装置の安全と性能を長期にわたって維持していくためには、当社サービス担当店による、定期的な保守点検が必要です。実施しない場合、装置寿命の短縮や重大な故障に繋がる恐れがあります。異常な点、ご不審な点があれば装置を分解せず当社サービス担当店に御連絡ください。

点検項目	点検頻度（時期）
外観及び内部の点検	年 1 回
可動部分の点検と調整	年 1 回
電気的安全性	年 1 回
性能検査	年 1 回

- 3) 定期交換部品（消耗品）
- 取扱説明書記載の通り

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名称：株式会社 島津製作所
同 電話番号：（ 075 ） 823 – 1271
同ホームページ：http://www.med.shimadzu.co.jp/

** 【備考】

文書番号	M587-1323B
P/N	567-13411

取扱説明書を必ずご参照ください。